

第4回
熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会
議事資料

令和4年（2022年）5月23日
熊本市政策局危機管理防災総室

【 目次 】

議題 1 避難行動要支援者への支援・防災教育・防災の日について …………… (P 3 ～ P 1 4)

議題 2 市民・事業者・地域の防災組織・市の役割について …………… (P 1 5 ～ P 3 4)

議題 1

避難行動要支援者への支援・防災教育・防災の日について

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 個人情報の取扱いについて、災害時に限って適用できるような根拠付けを本条例で設けられるとよいが、慎重に対応する必要がある。
- 民生委員の立場としては、災害時は、まず障がい者、高齢者の方たちの安否確認等が最も大切であると認識している。

【第2回】

- 地域の住民が常に支えるような共助の精神が培われるような表現にしていきたい。防災と福祉の連携が進むような表現を入れていきたい。
- 個人情報の取扱いについて、実際に対応する現場で説明ができるよう、ぜひ詰めて考えていきたい。

【第3回】

- 要支援者の情報を医療・福祉分野と事前に共有していくことも想定しながら、条文案を検討していく必要がある。
- 現在の避難行動要支援者の範囲には外国人が入っていないため、加える必要がある。また、家庭に子どもが一人であるケースへの配慮も必要。
- 対象者の範囲を考えると、条例はもっと広く要配慮者全体への支援とすることはできないか。
- 今回、特に避難行動要支援者への支援とするならば、どのように支援していくのかを明示することが必要。
- 支援は地域全体として考えるべきことであり、現在の血縁や地縁が薄れている世の中において、支援者個人に負担感が集中しないようなかたちで進めていくべき。
- 今回の条例で地域がもっと支援に動きやすいように後ろ盾となるような表現が必要であれば、検討しておくべき。
- 平時からの地域づくり・まちづくりに組み込まれることによって、いざという時の支援につながることを重要であり、地域において顔の見える関係性を築いていくことや、共助・連携のあり方を条例全体として検討していくべき。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 支援に際して法の後ろ盾が重要であり、個人情報取り扱い等に関して条例で整理が必要。（防災関係機関）
- 高齢者などの要配慮者の支援に向けて、平時からの情報共有と個人情報取り扱いの課題整理が必要。（防災関係機関）
- 災害時要援護者名簿に係る個人情報の取り扱いを明確化してほしい。（市民ワークショップ）
- 隠れた要支援者の情報を共有することが必要。（市民ワークショップ）
- 校区防災連絡会として避難行動要支援者の避難支援ができればと考えているが、個人情報保護の観点から、要支援者の情報を入手できない（ドンドン語ろう 東区・中央区）
- 災害時等に避難支援を行うのは、隣近所だと考えている。支援を必要とする方の情報は、市が確実に把握し、隣近所に共有して欲しい（ドンドン語ろう 東区）
- 障がいの種類によっては、普段は接していない民生委員等が避難支援しようとするとうパニックを起こし、逆に危険となるケースもある（ドンドン語ろう 東区）
- 避難行動要支援者は、本人の申し出で申請する形となっており、もう少しやり方を変えられないかと思っている（ドンドン語ろう 中央区）
- 社会福祉協議会と民生委員が協力して、できることから民生委員と自治会長が個別の避難計画を作っていくこととしている（ドンドン語ろう 中央区）

3 第3回検討委員会時の条文案

(避難行動要支援者への支援)

第10条 市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）が円滑に行われるために必要な情報の収集及び整理を実施するとともに、地域の防災組織その他関係機関と共有するよう努めるものとする。

2 市は、避難支援等に資する取組に対する避難行動要支援者の理解を深めるとともに、避難行動要支援者及び地域の防災組織、医療・福祉関係者その他の関係機関との連携が深まるよう努めるものとする。

3 市民、事業者、地域の防災組織及び医療・福祉関係者は、避難支援等のため、日頃から地域の避難行動要支援者と相互に理解し尊重し合う関係を築くよう努めるものとする。

4 条文修正案

(避難行動要支援者への支援)

第10条 市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）が円滑に行われるよう、**仕組みを構築しなければならない。**

2 **市は、避難支援等を行うために必要な情報の収集及び整理を実施しなければならない。するとともに、地域の防災組織その他関係機関と共有するよう努めるものとする。**

3 市は、避難支援等**に資する**取組**に対する**関して避難行動要支援者、その親族等（以下「避難行動要支援者等」という。）の理解を深めるとともに、避難行動要支援者**等**及び地域の防災組織、医療・福祉関係者**その他の関係機関**との連携が深まるよう努めるものとする。

4 **市民、事業者、避難支援等に関わる地域団体等**地域の防災組織及び医療・福祉関係者は、避難支援等のため、平時からの地域活動等を通じて、当該地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努めるものとする。**地域の避難行動要支援者と相互に理解し尊重し合う関係を築くよう努めるものとする。**

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○第1項

- ・ 市として仕組みを構築することを義務規定とした。情報の共有については、この仕組みの中に組み入れているもの。

○第2項

- ・ 避難支援等に係る情報の収集及び整理は、市の責務として、義務規定とした。

○第3項

- ・ 「避難行動要支援者の理解を深める」は、要支援者によっては理解が困難な方もいることから、その親族等も含めて規定。
- ・ 市の責務としては理解促進を努力義務規定とした。

○第4項

- ・ 地域防災組織は避難所運営、訓練等が中心であるため、避難行動要支援者への支援は地域団体等を記載。
- ・ 地域が平時からの地域活動を通じて、避難行動要支援者の情報を把握するよう努めること旨を規定。
- ・ 今後、そのための運用方法等を検討していくことについて、逐条解説等で説明する。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- たとえ熊本地震を忘れても、食料備蓄や避難所の確認などの備えを誰もがあたりまえに行う仕組みづくりができればよい
- 熊本地震の際、学生ボランティアの力が大きかったことから、若者の力を生かしていくためには、子どもの頃からの防災教育が重要
- 防災教育は、様々な章に横断的に関係するが、単純にちりばめると分かりづらくなるため、防災教育の理念を強調する形にしていきたい。

【第2回】

- 理念だけで書いてしまうと背景が見えにくくなる。具体的な書きぶりも必要。防災教育もさっぱりと書かれているが、誰と相互連携するかなど、詰めていく必要がある。
- 熊本地震を1年生で経験した子どもが現在6年生となっており、来年度には当時小学生だったという子どもが小学校にはいなくなる。今後、学校における語り継ぎも重要であり、16条にもう少し詳しく入れられたら良いと思う。

【第3回】

- 子どもへの防災教育については、子どもたち単独ではなく地域との連携も必要。また、先生たちへの協力や支援という視点も必要。
- 防災教育は単に災害発生メカニズムや発災時の身の守り方を学ぶだけではなく、発災後に地域・学校がどう関わっていたかや、復旧・復興、生活再建、メンタルケアまで含め長いスパンが必要だとわかるようにしてほしい。
- 防災教育と防災の日についてはリンクさせていくほうがよい。
- 親子や地域、企業などへの防災教育も重要であり、せっかく子どもが学校で学んできてもそれを補完できるような仕組みがないと、地域全体として防災力が向上しないのではないか。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 小学校から中学校まで総合的な学習の時間等で学べるようにする（市民ワークショップ）
- 熊本地震の経験を後世に伝える教育が必要（防災関係機関）
- 災害時等に活躍できる人材の発掘に地域として取り組んでいる（ドンドン語ろう 東区）
- 防災マニュアルを作成し啓発に取り組んでいるが、地域で防災意識を持続させることが課題（ドンドン語ろう 東区）
- 地域にいる防災士の活用など、地域が防災教育に関わっていく必要がある（ドンドン語ろう 中央区）
- 中学生が避難所運営に自主的・積極的に手伝ってくれた。市内の多くの学校でそうだったようで、いざという時は助け合う風土が育っていると感じる（ドンドン語ろう 中央区）
- 防災士も活用し、児童生徒に自分たちで考えさせるような防災教育を実施するべき（ドンドン語ろう 中央区）

3 第3回検討委員会時の条文案

（防災教育）

第15条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、相互に連携し、災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等あらゆる機会を通じた防災教育の推進に努めるものとする。

2 子どもへの防災教育に当たっては、児童生徒等の発達の段階に応じて、防災に関する知識及び技能を習得できるよう配慮するものとする。

4 条文修正案

(防災教育)

第15条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、相互に連携し、災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等あらゆる機会を通じた防災教育の推進に努めるものとする。

2 子どもへの防災教育に当たっては、児童生徒等の発達の段階に応じて、防災に関する知識及び、技能及び判断力等を習得できるよう配慮するものとする。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○第2項

災害に対応する力を身に着けるべきとの意見を踏まえ、判断力という文言を追記。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 地震体験の風化の問題は、ダイレクトに市民の防災意識、早めの避難行動に影響を与えるため、風化させない仕組みが必要。
- 熊本地震を忘れても、学校教育、防災教育も含め、日常生活の中で食料備蓄や避難所の確認などの備えを誰もがあたりまえにやっていくような仕組みができればよい。

【第3回】

- 「熊本地震を知る日」のような、きっかけづくりのための設定がよいのではないか。例えば9月1日は国の防災の日であり、関東大震災が起こった日であるが、その日によって備える意識づけにはなっているものの、関東大震災のとき何が課題でどのような教訓を得たのかまではわからない。したがって、熊本地震を知る日とすることで、教訓の伝承にもつながると思う。
- 防災の日が設定されれば訓練等の周知も伝わりやすくなると思うし、家庭内において普段の備えについて話し合ってもらえる等の活用も考えられる。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 防災の日を設けてはどうか（議会）
- 地震の記憶が薄れているため、4月の第3土曜を「校区防災の日」とした（ドンドン語ろう 東区）
- 風化防止のためにも防災の日の制定や、それに合わせた防災訓練の実施等を行政に後押ししてもらいたい（ドンドン語ろう 東区）

3 第3回検討委員会時の条文案

(防災の日)

第16条 市は、災害の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深めることを目的として、毎年4月16日を防災の日と定める。

4 条文修正案

(熊本地震の日防災の日)

第16条 市は、熊本地震災害の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深めることを目的として、毎年4月16日を熊本地震の日~~防災の日~~と定める。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○第1項

熊本地震のことがわかる記載に修正。

議題 2

市民・事業者・地域の防災組織・市の役割について

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 市民の役割について、何を求めていくかは非常に重要。
- 市外の事業所に勤めている市民がいること、市内の事業所に市外の住民が勤めていること等も考慮した条例として欲しい。
- 日常生活の中で食料備蓄や避難所の確認などの備えを誰もがあたりまえに行う仕組みづくりが大切。

【第2回】

- ワークショップの中では、自分で助けてと言えるような受援力を高めるというような意見や、つながる・連携といキーワードがあった。受援力の考え方を市民の役割として入れてほしい。

【第3回】

- あまりにも漠然とした表現だと、市民の受け取りとして当事者意識を失い自分事として考えないのではないかという懸案がある。本市は熊本地震を受けたということもあるため、市民の役割や事業者の役割など、もう少し踏み込んだ表現として、例えば市民に対して備蓄品は○日分を蓄えてくださいなど、ある程度のことを具体的に要求しても良いのではないか。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- マイタイムラインの作成等、市民の防災意識の向上に向けた取組が必要（防災関係機関）

3 第3回検討委員会時の条文案

（市民の役割）

第4条 市民は、次に掲げる取組を行うことにより、自ら及びその家族の安全を確保するよう努めるものとする。

- (1) 自宅における防災に資する環境の整備を行うとともに、災害発生時における自立した生活を確保するための必要な物資等の備蓄に努めること。
- (2) 平時から自主的に防災に関する知識を習得するとともに、地域における防災の取組に積極的に参加すること。
- (3) 災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の自ら及びその家族の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること。
- (4) 災害発生時においてボランティアにより提供される多様な支援の受け入れについて理解を深めること。
- (5) 災害発生時においては、近隣の者の間における助け合いに努めること。

4 条文修正案

(市民の役割)

第4条 市民は、次に掲げる取組を行うことにより、自ら及びその家族の安全を確保するよう努めるものとする。

- (1) 自宅における防災に資する環境の整備を行うとともに、災害発生時における自立した生活を確保するための必要な物資等の備蓄に努めること。
- (2) 平時から自主的に防災に関する知識を習得するとともに、地域における防災の取組に積極的に参加すること。
- (3) 災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の自ら及びその家族の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに地域の危険性をハザードマップ等で確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること。
- (4) 災害発生時においてボランティアにより提供される多様な支援の受け入れについて理解を深めること。
- (5) 災害発生時においては、近隣の者の間における助け合いに努めること。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○第3項

ハザードマップ等で危険性を確認しておくことは、市民が自助のために必要不可欠な事であるため、記載を追記。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 事業者等による自助も重要である。
- 市外の事業所に勤めている市民がいること、市内の事業所に市外の住民が勤めていること等も考慮した条例として欲しい。
- 事業者のBCPについて、地震直後は関心が高かったと思うが、時間の経過や新型コロナなどによってどちらかといえば意識が薄れてきているように感じる。

【第3回】

- あまりにも漠然とした表現だと、市民の受け取りとして当事者意識を失い自分事として考えないのではないかという懸案がある。本市は熊本地震を受けたということもあるため、市民の役割や事業者の役割など、もう少し踏み込んだ表現として、例えば市民に対して備蓄品は〇日分を蓄えてくださいなど、ある程度のことを具体的に要求しても良いのではないか。
- 「連携」が今後のキーワードになるのではないか。事業者で得意な分野は積極的に任せていくなどの対応を行わないと、全て行政がカバーするというのは無理がある。地域や市との連携を事業者側にも求めるというのは必要。
- 各事業者が防火管理者などを決めているように、防災担当者のようなものを設置し、その防災担当者が事業所内や家庭、地域等でも防災の知識等について伝えることで、地域全体として防災力が向上するのではないか。
- 事業者に対しては、条例の中でももう少し具体的な役割について要求してもよいのではないか。事業者には地域貢献として防災に協力したいという企業も多いと思う。事業者ごとに事業規模も違うといった部分もあるが、求めていることをもう少し書き込んでも良いと思う。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 事業者が自ら行う備蓄も推奨していくべき（庁内）
- 熊本地震当時は、事業者が事業活動を再開したことに対して一定程度の批判を受けたが、市民の方の日常を取り戻すためにも、事業活動を一日も早く再開することが事業者の役割であると考えている（防災関係機関）
- 事業所にも声掛けして、子どもたちの登校の見守りをきっかけに事業者と地域のつながりができたので、それを地域の防災にもつなげていけたらと思う（ドンドン語ろう 中央区）

3 第3回検討委員会時の条文案

（事業者の役割）

第5条 事業者は、次に掲げる取組を行うことにより、従業員等の安全を確保するよう努めるものとする。

- (1) 事業所等における防災に資する環境の整備を行うこと。
- (2) 災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の従業員等の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること。

4 条文修正案

(事業者の役割)

第5条 事業者は、次に掲げる事項について取り組むよう努めるものとする。

- (1) 災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の従業員等の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること。
- (2) 災害発生時においては、その能力を活用して、積極的に市民の安全に貢献すること。
- (3) 地域を災害から守るため、地域の防災組織との連携及び協力をすること。
- (4) 市が行う災害対策に積極的に協力すること。
- (5) その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供すること。
- (6) 事業所の施設及び設備の災害に対する安全性を確保すること。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○事業所の役割に関して、全面修正

- (1) 従業員等の安全確保
- (2) 市民の安全への貢献
- (3) 地域の防災組織との連携
- (4) 市が行う災害対策への協力
- (5) 従業員の防災教育
- (6) 事業所の施設設備の安全性の確保

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 自主防災組織と自治会は表裏一体。普段から付き合いがあるから災害時に動ける。
- ボランティアの位置付けや役割など、具体的な記述をお願いしたい。
- 若者の力を生かしていくといった観点が重要。

【第2回】

- 本市には、行政と地域が連携した身近な団体である校区防災連絡会があるので、この言葉を使ってほしい。
- 地域住民が聞いた時に理解しやすいように、括弧書き等でもよいので記載するよう考えてほしい。条例に具体的に記載されることで、実際に活動している人たちもより動きやすくなり、やる気にもつながる。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 熊本地震の際には、共助ができていた（市民ワークショップ）
- 近隣の校区同士の連携も必要（市民ワークショップ）
- 災害時に機能する防災体制の構築が必要（市民ワークショップ）
- 民生委員・児童委員、自主防災クラブの連携が必要（市民ワークショップ）
- 消防団、自治会、子ども会、PTAの連携が必要（市民ワークショップ）
- 地域で災害時に取り組むべき事項をリスト化し、災害に備えている（ドンドン語ろう 東区）
- 向こう三軒両隣、共助が大事。自主防災クラブに力をいれてほしい（ドンドン語ろう 中央区）
- 共助を生かすために日頃からの訓練が必要（ドンドン語ろう 中央区）
- 避難所運営委員会も発足したが、これを今後どう動かしていくかというところであり、まだ盛り上がり欠けている（ドンドン語ろう 中央区）

3 第3回検討委員会時の条文案

（地域の防災組織の役割）

第6条 地域の防災組織は、地域の特性に応じた防災活動を積極的に実施することによって、地域における防災対策の強化に努めるものとする。

4 条文修正案

(修正検討案)

第5条 地域の防災組織は、次に掲げる事項について取り組むよう努めるものとする。

- (1) ハザードマップその他の手段によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握するとともに、これに基づき資機材の準備及び訓練を実施すること。
- (2) 地域の特性に応じて、地域住民が防災活動に参加しやすい環境の整備を推進すること。
- (3) 災害発生時は、市その他の関係機関と連携し、情報の収集伝達、初期消火、救出・救助、応急手当、避難誘導等の地域における応急対策を行うこと。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○地域の防災組織の役割について、平時からの備え、まちづくりの視点、災害発生時直後の共助の必要性の観点から、全面修正。

- (1) ハザードマップ等による災害の種別等の把握、資機材の準備及び訓練の実施
- (2) 地域の特性に応じた、住民が防災活動に参加しやすい環境整備の推進
- (3) 災害が発生した場合の地域における応急対策

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 防災は総合行政であり、担当部局だけではなく、全ての部局が総合的に動ける条例となるよう検討いただきたい。
- 広く市民の意見を聴くことはもとより、防災関係機関等の意見も聴取して欲しい

【第2回】

- 市の役割として、防災は総合行政と前回の委員会でも申し上げたが、防災は危機管理部署だけの役割とならないよう、総合行政として全庁で防災に取り組む、みたいな表現を入れ、部署間で横串が刺せるような形にしたらい。
- 市職員の防災活動への役割が無くなっているが、市の役割に記載できないか。市の職員は、地域の防災活動に積極的に参加することが望ましいなど、基本的な姿勢を書けないかと思う。検討いただきたい。
- 市職員が公助の役目を果たせるように、日頃から職員の自助の取組を促すというようなものが入ってほしい。市の職員が日頃から備えているからこそ、公助に専念できる。
- 熊本地震の際は、物資を送りたいと連絡があってもすぐに受け入れられない、受入側の体制の問題があった。日頃からの行政と企業との連絡体制の構築や訓練の実施など、連携が大事である。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 過去の災害や現在の状況から最悪の事態を想定し、条文に落とし込めるよう精査すべき（庁内）
- 公助として、しっかりと役割を果たしていくよう表現して欲しい（防災関係機関）
- 災害時に機能する防災体制の構築が必要（防災関係機関）
- 災害時に即応できるよう、関係機関の連携体制の整備等が必要（防災関係機関）
- 日頃から関係者同士の顔の見える関係性の構築が重要（防災関係機関）
- 災害時における地域医療の役割について明記すべき（議会）
- 熊本地震当時の避難所運営等をよく知っている校区防災連絡会と市が連携を深めていくことが重要
（ドンドン語ろう 東区）
- まちなかの防災を住民対応だけで考えるのは難しい。まちなか最大の事業所である市役所などの事業所の関わりを条例にも盛り込んで欲しい（ドンドン語ろう 中央区）

3 第3回検討委員会時の条文案

(市の役割)

第7条 市は、市民の生命、身体、財産及び尊厳を守るため、防災に関する施策を策定し、総合的にこれを実施しなければならない。

2 市は、防災に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び地域の防災組織並びに国、他の地方公共団体及び関係機関との連携に努めるものとする。

3 市は、市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要な支援を行うものとする。

4 市の職員は、災害発生時において災害応急対策その他の優先的に実施すべき業務に従事できるよう、平時における第4条の取組の実施に努めるものとする。

5 市は、他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体と、災害発生時における協力体制を構築するよう努めるものとする。

6 市は、他の地方公共団体及び関係機関からの応援及び必要物資の供給を受けるための事前計画を策定するとともに、必要に応じて見直しを図るものとする。

7 市は、国、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、災害に強い都市基盤の形成に努めるものとする。

8 市は、複合災害（複数の災害が同時又は短期間に発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）その他防災に関する施策の実施が困難な状況を想定した体制の整備等に努めるものとする。

4 条文修正案

第7条 市は、市民の生命、身体、及び財産及び尊厳を守るため、防災に関する施策を策定し、総合的にこれを実施しなければならない。

2 市は、防災に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び地域の防災組織並びに国、他の地方公共団体及び関係機関との連携に努めるものとする。

3 市は、市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要な支援を行うものとする。

~~4 市の職員は、災害発生時において災害応急対策その他の優先的に実施すべき業務に従事できるよう、平時における第4条の取組の実施に努めるものとする。~~

4 市は、他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体と、災害発生時における協力体制を構築しなければならない。

5 市は、他の地方公共団体及び関係機関からの応援及び必要物資の供給を受けるための体制を整備しなければならない。

6 市は、防災拠点施設の機能強化に取り組むとともに、災害に強い都市基盤の形成に努めるものとする。

7 市は、その企画する施策に防災への配慮を取り入れることにより、市民生活の安全及び安心を確保するよう努めなければならない。

8 市は、他の地方公共団体と災害発生時における応援及び協力を相互に行う体制を構築するよう努めるものとする。

9 市は、職員の災害に対応する能力を高めるために、職員に対し、体系的かつ計画的な教育を行うよう努めなければならない。

10 市は、複合災害（複数の災害が同時又は短期間に発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）その他防災に関する施策の実施が困難な状況を想定した体制の整備等に努めるものとする。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○第1項

- ・生命、身体、及び財産の表記に統一。尊厳の部分は多様性に関する条文で対応。

○旧第4項

- ・職員の自助に関する規定は、第4条の自助の条文で規定。
- ・職員の自助があつて、公助が成り立つことについては、逐条解説で事例等を踏まえて、紹介する。

○第4項

- ・関係機関との連携は、当然連携すべき事項であり、義務規定とする。

○第5項

- ・「事前計画を策定するとともに、必要に応じて見直しを図る。」⇒ すでに受援計画もあることから、受援体制の整備義務を規定。

○第6項

- ・防災拠点施設の機能強化は本市の課題であり、今後とも整備等を進めていく観点から規定。

○第7項

- ・本市の各種施策等に防災に配慮した施策になるよう規定を追加。

○第8項

- ・今後の激甚災害等を踏まえて、他の自治体、民間企業との、災害発生時の連携、相互の応援体制等に関して規定。

○第9項

- ・職員の災害対応力向上は、今後の本市の防災力アップのために大変重要な事項であるため、職員の教育等について規定。

